

群馬大学医学部附属病院内科診療センター規程

平成27. 4. 1 制定

改正 平成30. 4. 1 令和 6. 4.23

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第4条の2第3項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院内科診療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、センター各診療科を横断的に管理し、有機的に連携させることにより、専門性に偏らない適正かつ安全な医療体制の確立を図り、併せて教育研究への支援を推進し、広く医学・医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内科患者の診療業務に関すること。
- (2) 内科患者の診断・治療技術の開発に関すること。
- (3) 内科の臨床教育及び臨床研修に関すること。
- (4) 内科に係る病態生理の研究及び治療法の開発に関すること。
- (5) 内科の先進医療の実践に関すること。
- (6) 外科診療センター各診療科等との連携及び紹介に関すること。
- (7) 地域医療支援体制の確立に関すること。
- (8) 臨床実践教育の支援に関すること。
- (9) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育に関すること。
- (10) その他内科医療に関すること。

(職 員)

第4条 センターは、センター長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター各診療科長
- (2) その他必要な職員

(委員会)

第5条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院内科診療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 センターの事務は、医療支援課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，病院運営会議の議を経て，病院長が別に定める。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。